

特定商取引に関する法律施行令の改正について

令和 6 年 12 月
消費者庁取引対策課

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令案における特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号）の改正のうち、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。）第 64 条第 1 項の規定に照らし消費者委員会への諮問の対象となり得る条文と、その改正内容は以下のとおりである。

改正を行う 施行令の条項	法律の 根拠規定	施行令の改正内容
第 11 条 (別表第 2 第 10 号)	特商法第 26 条第 1 項第 8 号ニ	- 改正前の海上運送法（以下「旧法」という。）第 8 条第 1 項で定義されていた「一般旅客定期航路事業者」が、改正後の海上運送法（以下「新法」という。）第 6 条で定義された - 旧法第 2 条第 5 項で定義されていた「一般旅客定期航路事業」について、新法第 2 条第 5 項で定義されているところ、「対外旅客定期航路事業」（旧法第 19 条の 4 第 1 項）が除かれた - 旧法第 21 条第 1 項で定義されていた「旅客不定期航路事業」が、新法第 2 条第 9 項で定義されたことに伴い、引用条項等の適正化を図るもの。
第 13 条第 1 号	特商法第 26 条第 3 項	- 旧法第 19 条の 6 の 2 で規定されていた「人の運送をする貨物定期航路事業」に代わり、「新法」第 2 条第 7 項において「貨物定期航路事業」の定義が新設された - 旧法第 20 条第 2 項で規定されていた「人の運送をする不定期航路事業」に代わり、新法第 2 条第 9 項において「一般不定期航路事業」の定義が新設されたことに伴い、引用条項等の適正化を図るもの。

上記の表の整理を踏まえると、いずれも内容面に影響する改正ではなく、形式的な改正である。したがって、従前同様、特商法第 64 条に規定する消費者委員会への諮問を省略させていただきたい。

以上